

## TRIPs 理事会についての報告書

平成 18 年 8 月 31 日  
特定非営利活動法人  
日本消費者連盟  
西原崇文

TRIPs 理事会についての外務省との質問と回答書のやり取りの詳細については、以下の通りなので、ここに報告いたします。

### 質問者

日本消費者連盟 山浦、西原

### 回答者

外務省経済局国際貿易課知的財産権侵害対策室 課長補佐 福田 聡氏

日本政府（外務省）の TRIPs 協定及び CBD（生物多様性条約）の基本的考え方について

### 外務省回答

#### （1）TRIPs 協定と CBD の関係について

これまでの TRIPs 理事会の議論からは、そもそも（TRIPs 協定を改正する根拠となるような）「問題」の所在が明らかになったとは言えません。本当に、途上国（遺伝資源提供国）側が主張するような TRIPs 協定改正が必要なのか、実例に基づいて問題点を把握するように、議論を重ねているところです。したがって、ご質問の点に関する直接的な回答は、以下のとおり。

### 当該問題の背景

遺伝資源について使用者である先進国と途上国との対立がある。

#### 当方質問

##### 1) TRIPs 協定と CBD の関連性

(a) 「遺伝資源等の不正使用（バイオパイラシー）」の問題について、各国での事例に基づいて問題点を解決するために、具体的に内外でどこまで作業がすすんでいるのか。またこの問題に対して、日本政府の基本的考え方や、この問題に対しての提案をお示しください。

> (b) CBD ルールを優先すべく TRIPs 協定を改定せよと、発展途上国 や NGO が主張していますが、この主張に対する日本政府の基本的考え方を具体的にお示しください。

#### 外務省回答

##### (1) (a) 及び (b)

「問題点を解決するため」の作業は進んでいない。

我が国は、TRIPs 協定改正不要との立場であり、途上国主張の遺伝資源の出所等開示義務の導入によって、途上国が主張するような「問題」（←これ自体が判然としないのですが。）は解決し得ないのではないかと、といった他の先進国と同様の主張をしています。

#### 当方質問

(c) また前記の質問に関連してインド、ブラジルなど途上国は、意見交換の段階から具体的な条文案を用い TRIPs 協定改正の検討を実施する段階に移行すべきと主張していますが、その条文案を具体的にお示しください。

(d) またインドが出した条文案は、インド国内法である「植物の品種及び農民の権利保護法」の趣旨が反映したものでしょうか。

#### 外務省回答

##### (1) (c) 及び (d)

具体的な条文案は、これまでに公式に提示されたことはありません。

#### 当方質問

(2) エンフォースメント提案について

(a) エンフォースメントの中でも特に水際措置について議論したいとの提案 (IP/C/W/468) は、具体的にどのような内容だったのでしょうか。またこの問題に関して日本政府の基本方針をお示しください。

#### 外務省回答

(2) エンフォースメント提案について

(2) (a)

EC の具体的提案内容については、特に、以下の水際措置について議論したいとするもの。

- ・ Suspension of release by customs authorities:
  - Scope of the IP rights protected;
  - Scope of the customs situations covered (import, export and transshipment).
- ・ Operational performance/effectiveness.
- ・ Accessibility to right holders.
- ・ Exchange of information and cooperation between customs authorities.

(さらに詳しくは、提案文書 (IP/C/W/468) をご参照ください。)

我が国は、他のフォーラムでの議論との不必要な重複は避けるべきとの考えですが、エンフォースメントは我が国にとって重要な問題の一つですので、基本的に TRIPS 理事会においてエンフォースメントの議論をすることについて支持する立場です。

#### 当方質問

(b) 中国のエンフォースメントの提案を議題からはずせという意見の背景について説明してください。また各国での模倣品取締対策は、TRIPs 理事会で議論を行ったのかでしょうか。

(2) (b)

中国の主張の背景は不明です。

先の TRIPs 理事会においては、内容に立ち入った議論は全く行われておりません。

#### 当方質問

3) 地理的表示 (GI) の交渉状況について

> (a) 地理的表示 (GI) の問題の件に関して、日本は米国と共同歩調をとったのか、その詳しい経緯と、また EU 提案との相違点を具体的にお示しください。またこの問題の具体的な論点、対立点などの交渉状況を教えて下さい。

#### 外務省回答

(3) 地理的表示 (GI) について

(3) (a)

WTO 事務局が作成した多国間通報制度に関する各提案の比較表 (TN/IP/W/12) がありますので、ご参照ください。また、ご参考までに、特許庁の年次報告書における関連箇所を別添します。

#### 当方質問

b) 今年 4 月から地域ブランドを適切に保護して、地域産業の活性化を目的として、「地域商標制度」がスタートしました。この法制度に関連して、> TRIPs 交渉においての、地理的表示 (GI) に関する多国間通報制度に国際的な法的拘束力を与えるべきか否かお答えください。

(3) (b)

地域団体商標は GI 保護制度ではありませんので、この制度によってこれまでの我が国の立場に変更はありません。

また3月に開催された TRIPS 理事会における議題は以下のとおりです。

a. Notifications under provisions of the agreement

b. follow-up to reviews of national implementing legislation already undertaken

c. REVIEW OF THE PROVISIONS OF ARTICLE 27.3(b)

d. Relationship between the trips agreement and the convention on biological diversity

e. protection of traditional knowledge and folklore

f. non-violation and situation complaints

g. special and differential treatment proposals referred to the council

h. review of implementation of the trips agreement under article 71.1

i. REVIEW OF THE APPLICATION OF THE PROVISIONS OF THE SECTION ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS UNDER ARTICLE 24.2

j. follow-up to the third annual review under paragraph 2 of the decision on the implementation of article 66.2 of the TRIPS agreement

k. technical cooperation and capacity-building

l. enforcement of intellectual property rights - communication from the European Communities

m. information on RELEVANT DEVELOPMENTS ELSEWHERE IN THE WTO

n. observer status for international intergovernmental organizations

o. OTHER BUSINESS

p. election of chairperson

以上です。